

第23回社会保障審議会年金数理部会	資料 1-2
平成 1 8 年 1 月 1 2 日	

第3章 安定性の確保に関する検証

1. 検証の観点

公的年金制度は、国民の老後の生活設計の柱であり、長期にわたって確実な所得保障が行えるよう、安定した財政運営が求められる。各制度では、給付内容や被保険者の動向、前提条件などの見直しを行い、将来にわたり財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも5年に一度、財政再計算（厚生年金及び国民年金は次回より「財政の現況及び見通しの作成」）を行っているが、このような財政再計算とは別に、制度横断的に財政の分析、評価を行い、公的年金制度の安定性の確保について検証を行う必要がある。

年金制度の安定性については、旧年金数理部会で行われた前回の平成11年財政再計算に基づく財政検証時には、「各制度の保険料率が急激に引き上げられたり、負担可能な水準を超えることなく保険料収入が確保され、各制度の年金給付が将来にわたり確実に支払われること」という考え方に基づき検証が行われた。しかしながら、今回の平成16年財政再計算では、厚生年金及び国民年金において、従来の方式から「保険料水準を先に決め、マクロ経済スライドで給付水準を調整することにより財政の均衡を保つ方式」である「保険料水準固定方式」に変わったため、これまでとは異なる観点で検証する必要がある。

また、共済年金は、従来と同様、「給付が厚生年金の給付設計に準拠する形で先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率が後から定まる方式」（以下、「給付先決め方式」という。）である。厚生年金に準拠し、厚生年金と同一のマクロ経済スライドを適用することとされたため、マクロ経済スライドを通じて厚生年金の財政の影響を大きく受けるようになった。このため、厚生年金において財政の安定性を確保することが、各共済年金の財政の安定性を確保する上でも非常に重要な要素になっている。

これらのことを踏まえ、今回の平成16年財政再計算に基づく財政検証においては、年金制度の安定性の確保に関して、以下のような観点から検証する。

《観点A（保険料水準固定方式の場合）》

給付水準が急激に引き下げられるおそれや、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと

《観点B（給付先決め方式の場合）》

保険料率が急激に引き上げられるおそれや、負担が過大なものとなるおそれのないこと

2. 給付水準と保険料率

①給付水準の将来見通し

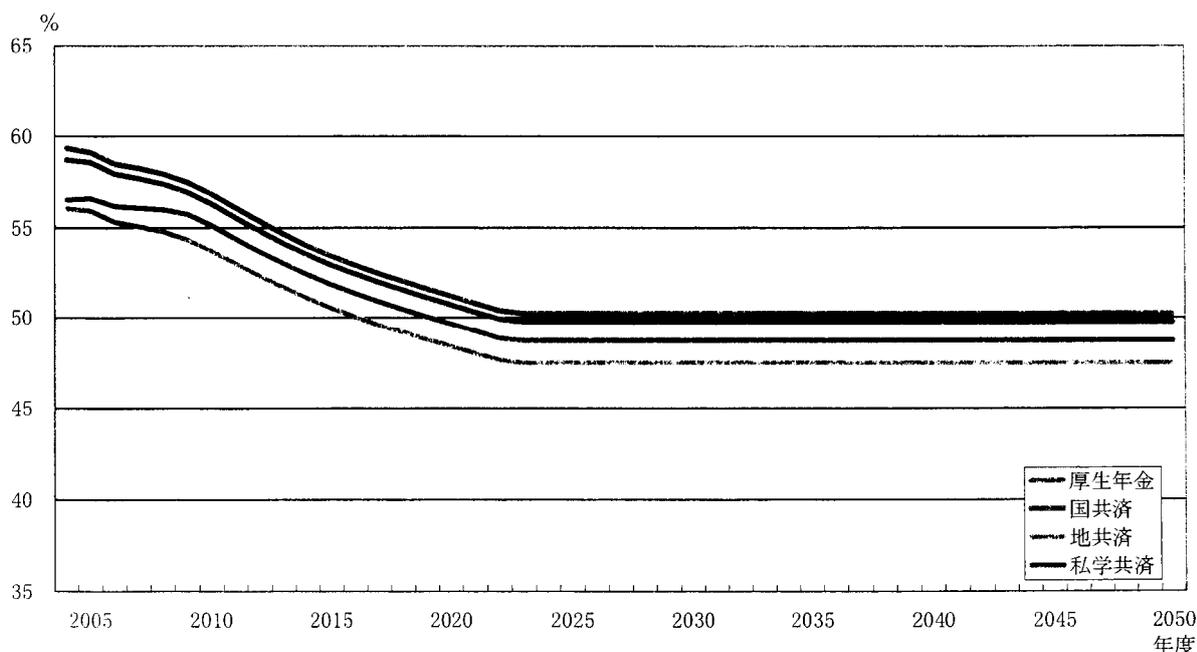
平成16年改正では、厚生年金の給付水準の指標として標準的な年金の所得代替率が用いられ、老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保するため、この所得代替率が年金を受け取り始める時点（65歳）で50%を上回るものとされた。そこで、保険料水準固定方式の場合の観点Aに照らして給付水準をみる際においても、標準的な年金の所得代替率で評価することとする。

また、共済年金については、給付先決め方式のため、基本的には観点Bから安定性を検証することになるが、厚生年金と同一のマクロ経済スライドによる給付水準調整が行われる給付設計となっているため、参考までに給付水準についてもみておくこととする。

ここで、標準的な年金としては、厚生年金での考え方に準拠し、夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の「夫婦二人の年金月額」（＝夫婦二人の基礎年金額と夫の報酬比例年金額（職域部分を含む。）の合計）を用いることとする。所得代替率は、「夫婦二人の年金月額」の「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」に対する比率である。

各制度の標準的な年金の年金を受け取り始める時点における所得代替率の将来見通しは、図表3-2-1及び図表3-2-2に示すとおりである。

（図表3-2-1）各制度の標準的な年金の所得代替率の将来見通し



注1:各制度の標準的な年金としては、夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の「夫婦二人の年金」を用いており、共済年金は職域部分を含んでいる。

注2:所得代替率は、「夫婦二人の年金月額」の「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」に対する比率である。

注3:年金を受け取り始める時点（65歳）における所得代替率である。

(図表 3-2-2) 各制度の標準的な年金の所得代替率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
2004	59.3	58.7	56.0	56.5
2010	56.8	56.3	53.7	55.1
2015	53.5	52.9	50.5	51.8
2020	51.2	50.7	48.4	49.7
2023	50.2	49.8	47.5	48.7
2025	50.2	49.8	47.5	48.7
2030	50.2	49.8	47.5	48.7
2035	50.2	49.8	47.5	48.7
2040	50.2	49.8	47.5	48.7
2045	50.2	49.8	47.5	48.7
2050	50.2	49.8	47.5	48.7

注1: 各制度の標準的な年金としては、夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の「夫婦二人の年金」を用いており、共済年金は職域部分を含んでいる。

注2: 所得代替率は、「夫婦二人の年金月額」の「現役(男子)の平均手取り年収(月額換算)」に対する比率である。

注3: 年金を受け取り始める時点(65歳)における所得代替率である。

厚生年金の標準的な年金の所得代替率は、2004年度に59.3%であるものが、マクロ経済スライドによる給付水準の自動調整により徐々に低下し、2023年度に50.2%となったところで調整が終了する見込みである。それ以降は給付水準の調整が行われなため、所得代替率は50.2%のまま推移することとなる。

この水準は厚生年金保険法における法定の下限50%を超えており、平成16年財政再計算の前提(以下「基準ケース」という。)で推移していく場合には、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれはないものと考えられる。また、所得代替率は緩やかに低下していく見込みであり、急激な引下げとはなっていない。したがって、厚生年金について基準ケースでみれば、保険料水準固定方式の場合の観点Aに照らし、安定性が確保されているものとする。

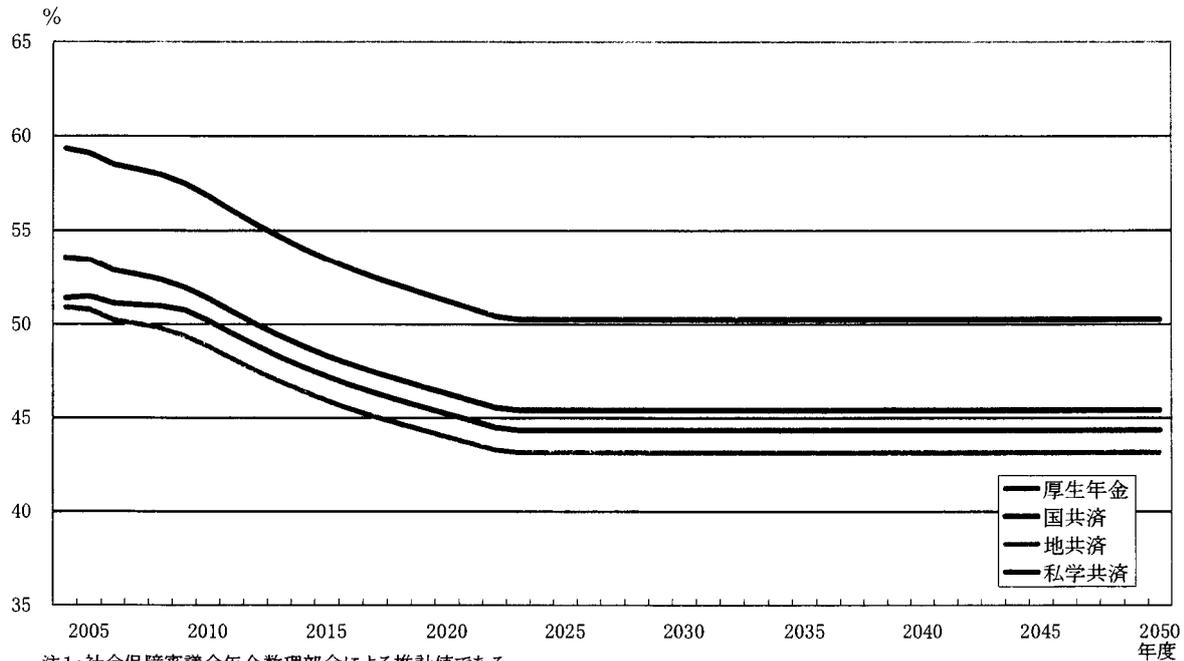
しかしながら、標準的な年金の所得代替率の見通しについては、被保険者数の動向や経済状況等により変動するものであり、社会・経済状況が想定したケースより悪化した場合には、年金財政の均衡を保つよう機械的に調整を行えば、所得代替率が50%を下回る可能性もある。ただし、この場合には、少なくとも5年ごとに行われる厚生年金の「財政の現況及び見通しの作成」において、次回の「財政の現況及び見通しの作成」までの

間に標準的な年金の所得代替率が50%を下回ることとなる見込みとなった時点で、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされている。また、併せて、給付と費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされており、実際に50%を下回る給付水準になるかどうかは、その際の検討に委ねられることとなる。

標準的な年金の所得代替率については、今後の動向を注意深く見守っていく必要がある。それとともに、年金財政の安定性に大きな影響がある被保険者数や経済等の前提について複数のケースを設定し、各々のケースでの財政試算を行うことで、将来の姿を幅をもって予測しておくことも非常に重要である。こうした観点から、今回の財政検証では、前提を変更した場合の試算についても検証している（「6. 財政再計算で用いられた前提を変更した場合の影響」参照）。

一方、共済年金については給付先決め方式であるが、参考までに標準的な年金の所得代替率の見通しをみる。共済年金の標準的な年金の所得代替率は、2004年度に国共済58.7%、地共済56.0%、私学共済56.5%であるものが徐々に低下し、2023年度以降、国共済49.8%、地共済47.5%、私学共済48.7%になるものと見込まれ、厚生年金と平行に推移する。これは職域部分を含めた水準であるため、比較のために標準的な年金のうち職域部分を除いた場合の所得代替率（夫の報酬比例年金に職域部分を含めずに算出したもの）をみると（図表3-2-3、3-2-4）、2023年度以降、国共済45.4%、地共済43.1%、私学共済44.3%となっている。ここで、標準的な年金のうち職域部分を除いた場合の所得代替率が制度により異なっているのは、所得代替率を算出する際に各々の制度の現役男子の平均手取り年収を用いているためであり、純粹にモデルとした年収の違いだけに起因するものである。各制度の厚生年金相当部分の給付設計は厚生年金と同じであり、モデルとして用いる年収が同一であれば、全制度とも全く同じ所得代替率になる。したがって、各共済年金において、厚生年金のモデルと同じ平均手取り年収の場合でみてみれば、その職域部分を除いた場合の所得代替率は厚生年金と全く同じ率となり、厚生年金の基準ケースの場合と同様、将来的に50%を超える所得代替率が確保されることになる。

(図表 3-2-3) 標準的な年金のうち職域部分を除いた場合の所得代替率の将来見通し



注1: 社会保障審議会年金数理部会による推計値である。
 注2: 各制度の標準的な年金(夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の夫婦二人の年金)のうち、「夫の報酬比例年金の職域部分」を除いた額に関する所得代替率である。
 注3: 年金を受け取り始める時点(65歳)における数値である。

(図表 3-2-4) 標準的な年金のうち職域部分を除いた場合の所得代替率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
2004	59.3	53.5	50.9	51.4
2010	56.8	51.4	48.8	50.2
2015	53.5	48.3	45.9	47.2
2020	51.2	46.3	44.0	45.2
2023	50.2	45.4	43.1	44.3
2025	50.2	45.4	43.1	44.3
2030	50.2	45.4	43.1	44.3
2035	50.2	45.4	43.1	44.3
2040	50.2	45.4	43.1	44.3
2045	50.2	45.4	43.1	44.3
2050	50.2	45.4	43.1	44.3

注1: 社会保障審議会年金数理部会による推計値である。
 注2: 各制度の標準的な年金(夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の夫婦二人の年金)のうち、「夫の報酬比例年金の職域部分」を除いた額に関する所得代替率である。
 注3: 年金を受け取り始める時点(65歳)における数値である。

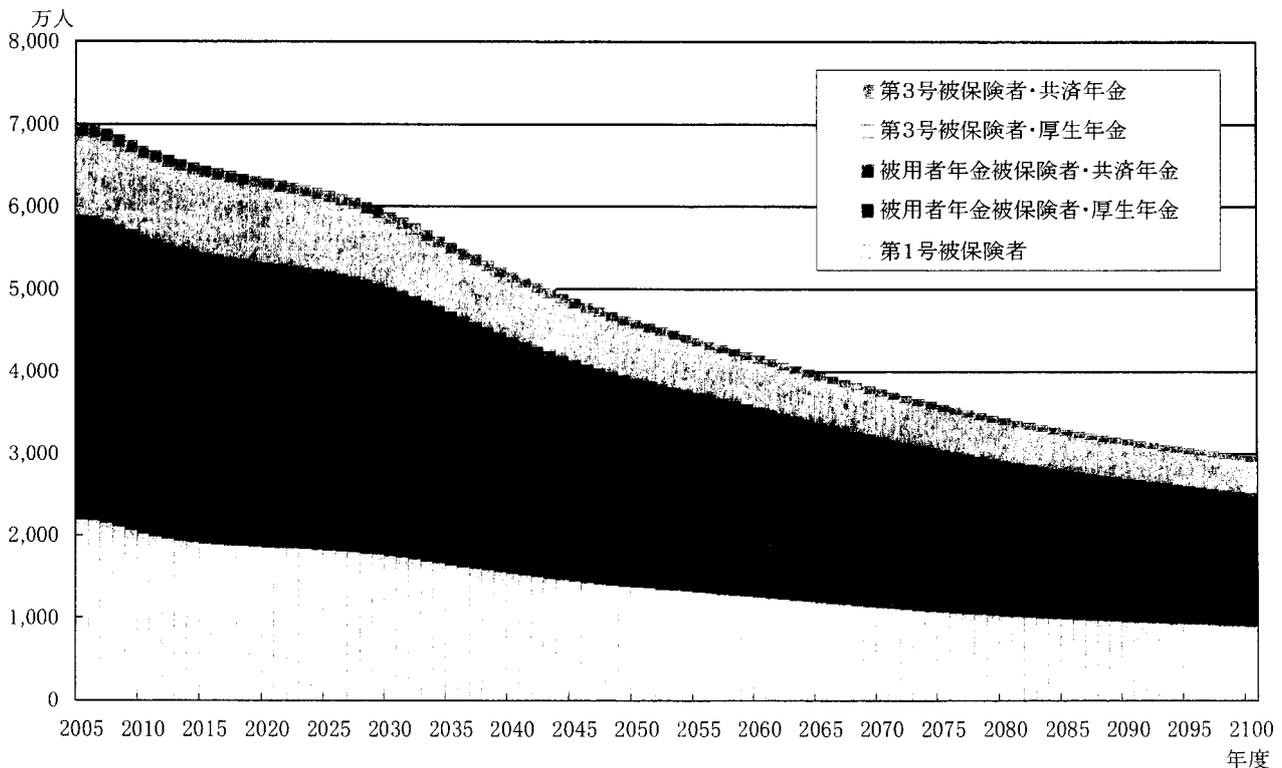
②マクロ経済スライドのスライド調整率等の将来見通し

平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間（給付水準調整期間）、スライド調整率で年金の改定率を抑制することにより行われる。

スライド調整率は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の2つの観点から、「公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

そこで、スライド調整率設定の基礎となる公的年金の被保険者数の将来見通しをみると（図表3-2-5、3-2-6）、公的年金の全被保険者数は、2005年度の約7,000万人から、2025年度で約6,200万人、2050年度で約4,600万人と人口の減少とともに一貫して減少していき、2100年度には約3,000万人となる見込みである。これは、2005年度の4割強の規模であり、年金の支え手である現役世代が大幅に減少していく状況がみてとれる。

（図表3-2-5）公的年金被保険者数の将来見通し



(図表 3-2-6) 公的年金被保険者数の将来見通し

年度 (西暦)	公的年金 被保険者計 百万人	第1号 被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者		
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済年金 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済年金 百万人
2005	70.0	21.9	37.0	32.3	4.7	11.2	9.7	1.5
2006	69.9	21.8	37.0	32.2	4.7	11.1	9.7	1.5
2007	69.4	21.5	36.8	32.2	4.7	11.0	9.6	1.5
2008	68.7	21.1	36.7	32.0	4.7	10.9	9.5	1.4
2009	68.0	20.6	36.5	31.9	4.7	10.8	9.4	1.4
2010	67.3	20.2	36.3	31.7	4.6	10.7	9.3	1.4
2015	64.9	19.0	35.4	30.9	4.5	10.5	9.2	1.3
2020	63.3	18.6	34.6	30.2	4.4	10.2	8.9	1.3
2025	61.8	18.2	33.9	29.6	4.3	9.7	8.5	1.2
2030	59.3	17.6	32.6	28.4	4.2	9.1	7.9	1.2
2035	55.6	16.4	30.8	26.9	3.9	8.4	7.2	1.2
2040	52.0	15.3	28.8	25.1	3.7	7.9	6.8	1.1
2045	48.8	14.3	27.0	23.6	3.4	7.4	6.4	1.0
2050	46.2	13.6	25.5	22.3	3.3	7.1	6.1	0.9
2055	44.0	13.0	24.3	21.2	3.1	6.7	5.9	0.9
2060	41.9	12.4	23.1	20.2	2.9	6.4	5.6	0.8
2065	39.8	11.8	22.0	19.2	2.8	6.0	5.2	0.8
2070	37.7	11.1	20.9	18.2	2.7	5.7	5.0	0.8
2075	35.9	10.6	19.8	17.3	2.5	5.5	4.7	0.8
2080	34.3	10.2	18.9	16.5	2.4	5.2	4.5	0.7
2085	32.9	9.8	18.1	15.8	2.3	5.0	4.3	0.7
2090	31.7	9.5	17.5	15.2	2.2	4.8	4.2	0.6
2095	30.7	9.2	16.9	14.7	2.1	4.6	4.0	0.6
2100	29.7	8.9	16.3	14.2	2.1	4.5	3.9	0.6

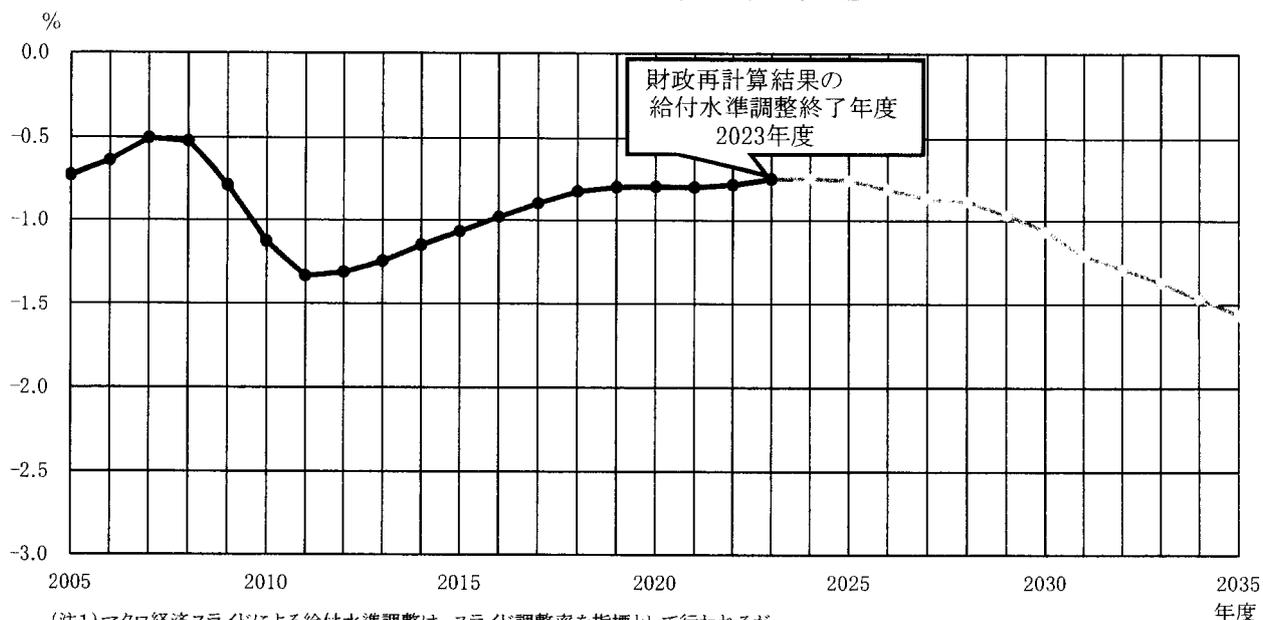
注:厚生労働省推計の数値であり、年度間平均値である。

この公的年金被保険者数の将来見通しに基づいたマクロ経済スライドのスライド調整率は、図表 3-2-7 及び図表 3-2-8 のとおりである。ただし、マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、

- ・ 賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
- ・ 賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることとはしないこととされており、ここに示したスライド調整率がすべてそのまま適用されるわけではない。また、財政再計算においては、厚生年金の2100年度の積立度合がちょうど1となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。したがって、例えば基準ケースにおいては、2023年度に給付水準調整が終了する見込みであり、それ以降のスライド調整率は適用されないことになる。

スライド調整率そのものの数値は、給付水準調整が行われる見込みの2023年度までの間でみると、 -0.5% ～ -1.3% 程度の水準となっている。

(図表 3-2-7) マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し



(注1) マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、
 ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
 ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることとはしないこととされている。
 (注2) 財政再計算においては、2100年度の積立度合がちょうど1となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。

(図表 3-2-8) マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し

年度 (西暦)	スライド調整率 %
2005	-0.7
2006	-0.6
2007	-0.5
2008	-0.5
2009	-0.8
2010	-1.1
2011	-1.3
2012	-1.3
2013	-1.2
2014	-1.1
2015	-1.1
2016	-1.0
2017	-0.9
2018	-0.8
2019	-0.8
2020	-0.8
2021	-0.8
2022	-0.8
2023	-0.7
2024	-0.7
2025	-0.8
2026	-0.8
2027	-0.9
2028	-0.9
2029	-1.0
2030	-1.1
2031	-1.2
2032	-1.3
2033	-1.4
2034	-1.5
2035	-1.6

(注1) マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、
 ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
 ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることとはしないこととされている。
 (注2) 財政再計算においては、2100年度の積立度合がちょうど1となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。

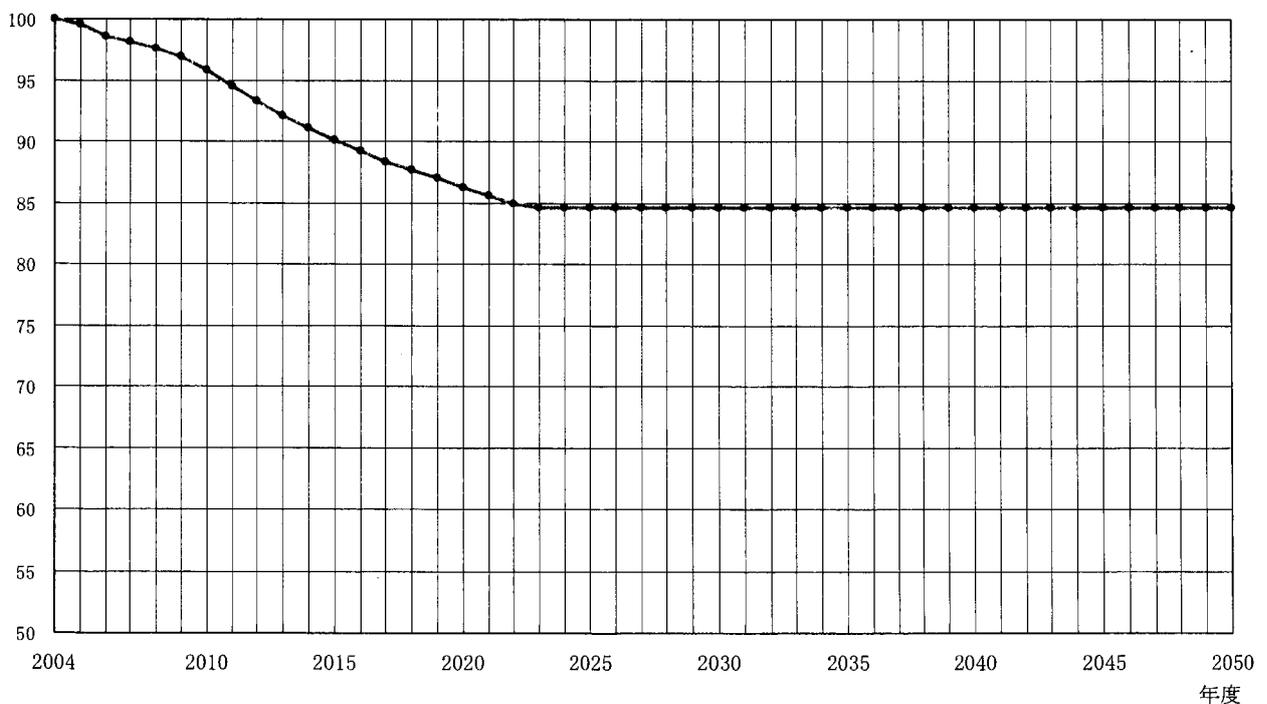
こうした給付水準調整による給付の抑制効果は、スライド調整率そのものではなく、実際に適用される実効のスライド調整率を累積することで測ることができるが、それは見方を変えると、マクロ経済スライドを織り込んで算出されている所得代替率の変化の割合をみることに同じになる。したがって、ここでは、所得代替率の変化割合をみることで、給付の抑制効果を把握することとする。

図表 3-2-9 は、2004 年度の所得代替率を 100 とした場合の指数を示したものである^注。所得代替率の指数は、2004 年度の 100 から徐々に低下していき、給付水準調整が終了する 2023 年度に約 85 となる見込みである。このことから、基準ケースの前提で推移すれば、マクロ経済スライドの結果として、最終的には給付が約 15%抑制される見込みであることがわかる。

この約 15%と見込まれる給付の抑制効果は、年金財政にとって大きなプラス要因であり、平成 16 年改正で導入されたマクロ経済スライドが、年金財政の安定性に大きく寄与しているものと考ええる。

注：マクロ経済スライドによる給付の抑制効果は全制度とも同じである。なお、ここでは厚生年金の標準的な年金の所得代替率を用いて算出した図表を掲載している。

(図表 3-2-9) 2004 年度の所得代替率を 100 とした場合の指数



③保険料率の将来見通し

給付先決め方式である共済年金について、年金制度の安定性の確保を検証するため、観点Bに照らし、最終保険料率や毎年の引上げ幅に重点を置きながら、保険料率の将来見通しをみる。なお、厚生年金及び国民年金は保険料水準固定方式であり、基本的には給付水準をみることにより観点Aから検証することとされているが、ここでは共済年金と比較するため、厚生年金及び国民年金の保険料(率)も参考としてみていくこととする。

平成16年財政再計算に基づく各制度の保険料(率)について、最終保険料(率)及びその到達年度、毎年の引上げ幅をまとめたものが図表3-2-10である。また、各制度の保険料(率)の見通し(厚生年金・国民年金は法定)は、第2章の図表2-4-3及び図表2-4-4に示したとおりである。

(図表3-2-10) 保険料(率)の比較

		最終保険料(率)	到達年度	引上げ幅 (毎年)
厚生年金		18.3%	2017年度	0.354%
国共済+地共済	積立度合1	18.8%	2020年度	0.354% ※
	積立度合2	19.0%	2020年度	0.354% ※
	積立度合3	19.1%	2021年度	0.354% ※
	積立度合4	19.2%	2021年度	0.354% ※
私学共済		18.5%	2027年度	0.354%
国民年金		16,900円 (平成16年度価格)	2017年度	月額280円 (平成16年度価格)

※国共済の引上げ幅は2009年まで0.129%である。(2009年以降の保険料率及びその引上げ幅は地共済と同率)

最終保険料(率)は、厚生年金が 18.3%、国共済+地共済が 18.8% (積立度合 1) ~ 19.2% (積立度合 4)、私学共済が 18.5%、国民年金が 16,900 円 (平成 16 年度価格) と見込まれており、その到達年度は、厚生年金及び国民年金 2017 年度、国共済+地共済 2020~2021 年度、私学共済 2027 年度の順となっている。

このように、最終保険料率は共済年金が厚生年金より若干高い水準になっているが、いずれの制度においても、有限均衡方式やマクロ経済スライド等が、改正前に比べ最終保険料率を低く抑える方向に寄与していると考えられ (詳細な分析は後述)、過大な負担とはなっていないものとする。

また、毎年の引上げ幅については、被用者年金が各制度とも毎年 0.354% (国共済は、2009 年 9 月に地共済と保険料率をそろえるまでの間、毎年 0.129%) と同じ幅になっており、国民年金は毎年 280 円 (平成 16 年度価格・月額) となっている。各制度とも、毎年小刻みに引き上げていく計画となっており、保険料(率)が急激に引き上げられるという状況にはなっていない。

以上のことから、各共済年金については、平成 16 年財政再計算の前提で推移していく場合には、給付先決め方式の場合の観点 B に照らし、年金制度の安定性は確保されているものとする。

ただし、給付水準の検証のところでも述べたように、年金財政の安定性に大きな影響がある被保険者数や経済等の前提について複数のケースを設定し、将来の姿を幅をもって予測しておくことが重要と考えられる。こうした観点から、共済年金の保険料率についても、前提を変更した場合の試算について後ほど検証することとする (「6. 財政再計算で用いられた前提を変更した場合の影響」参照)。

さて、各制度の保険料率の中には、1階部分である基礎年金に係る基礎年金拠出金の負担に要する分が含まれている。保険料率は本来、1階部分を含めた全体の財政の均衡が図られるよう一体として設定されており、1階部分に要する保険料率が個別に算定されているわけではないが、毎年度の基礎年金拠出金の負担に要する費用の規模をみるために、基礎年金拠出金のうち国庫・公経済負担分を除いた額を標準報酬総額で料率に換算したもの（以下「基礎年金拠出金に相当する保険料率」という。）をみておくこととする。基礎年金拠出金に相当する保険料率は、1階部分の賦課保険料率（積立金からの財源を使わずに完全な賦課方式で財政運営を行う場合の保険料率）とみなすことができる。

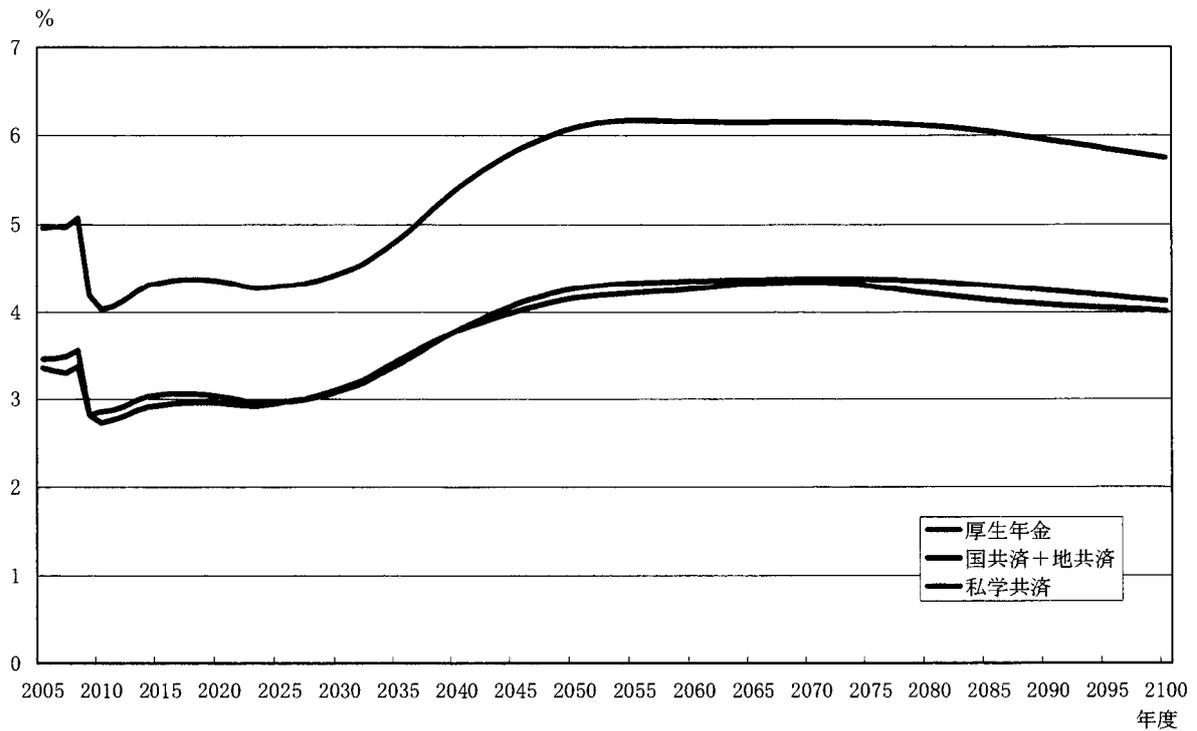
基礎年金拠出金に相当する保険料率の将来見通しをみると（図表3-2-11, 3-2-12）、各制度とも、基礎年金の国庫・公経済負担割合引上げを反映して2009年度に1ポイント近く低くなり、その後しばらくの間はマクロ経済スライドの効果で上昇に歯止めがかかるが、スライド調整が終了する2023年度から再び上昇し始める。2050年度頃以降は各制度とも安定的に推移し、2100年度には厚生年金が5.749%、国共済+地共済が4.011%、私学共済が4.124%になるものと見込まれる。

共済年金が厚生年金に比べ低くなっているが、これは、「定額給付・定額拠出^注」という考え方の下で、各制度の人数に応じて頭割りで定額を拠出する仕組みの基礎年金の拠出分を、料率に換算してきているためであり、報酬の平均が高い共済年金では報酬に対する比率としては低く算出されているものである。

注：基礎年金は保険料を支払った期間に応じて定額給付される給付設計（「定額給付」）となっており、毎年度、その年の給付に要する費用をその年の各制度からの基礎年金拠出金で賄う完全な賦課方式で運営されている。各制度が拠出する基礎年金拠出金は、基礎年金の給付が定額であること及び所得捕捉が難しい国民年金と被用者年金制度との制度間の公平性の観点から、各制度が当該制度の人数に応じて頭割りで拠出する仕組み（「定額拠出」）で制度設計されている。（すなわち、基礎年金拠出金は、全制度共通の基礎年金拠出金単価に、当該制度の拠出金算定対象者数を乗じることで算定される。）

なお、制度単位でみると「定額拠出」となっているが、その拠出に要する費用は制度全体の財政収支の中で財政計画をたてて賄われており、各被保険者が報酬割りで負担する保険料の収入等を含めた収入全体の中から拠出されることになる。

(図表 3-2-11) 基礎年金拠出金に相当する保険料率の将来見通し



(図表 3-2-12) 基礎年金拠出金に相当する保険料率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
2005	4.960	3.358	3.459
2006	4.973	3.322	3.463
2007	4.968	3.296	3.486
2008	5.068	3.371	3.556
2009	4.190	2.814	2.819
2010	4.035	2.729	2.853
2015	4.336	2.929	3.050
2020	4.353	2.955	3.031
2025	4.295	2.959	2.962
2030	4.443	3.116	3.091
2035	4.830	3.444	3.394
2040	5.400	3.779	3.787
2045	5.825	4.005	4.089
2050	6.090	4.163	4.274
2055	6.171	4.225	4.337
2060	6.156	4.270	4.357
2065	6.149	4.328	4.373
2070	6.154	4.349	4.383
2075	6.141	4.300	4.380
2080	6.109	4.213	4.354
2085	6.043	4.142	4.308
2090	5.949	4.085	4.249
2095	5.848	4.048	4.187
2100	5.749	4.011	4.124

一方、視点を変えて、被保険者1人当たりの基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分を除く）をみると（図表 3-2-13）、一貫して、厚生年金に比べ国共済+地共済が多く、私学共済が少なくなっている。

この制度間の差は、純粹に、被保険者1人当たりの基礎年金拠出金算定対象者数（第2号被保険者で20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者）の差に起因するものであり、第3号被保険者に係る拠出割り当て分をその配偶者が属する制度の被保険者全体で拠出していることから生じた違いである。

（図表 3-2-13）被保険者1人当たりの基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）の将来見通し

